

新環事 第 47 号
令和 8 年 2 月 27 日

廃棄物処理委託契約締結者 様

公益財団法人新潟県環境保全事業団
理事長 関根 繁明

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴う
廃棄物処理委託契約の取扱いについて（依頼）**

日頃から、当事業団の運営についてご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 15 号）の施行（令和 8 年 1 月 1 日一部施行。経過措置あり）等に伴い、貴社と取り交わしている廃棄物処理委託契約書第 2 条第 1 項（甲）（1）中の“廃棄物の適正処理に必要な情報の提供”については、下記事項を含めて取り扱いくださるようお願いいたします。

記

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）第 2 条第 5 項に規定する第 1 種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第 2 項に規定する第 1 種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合等を含む。

以上

※法令の詳細については、県等自治体にご確認ください。

【担当】エコパークいずもぎき管理事務所
管理業務課：青田
電 話：0258-41-7800
FAX：0258-41-7802